

滋 教 委 生 第 5 4 6 号
平成16年(2004年)9月24日

滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会会長 様

滋 賀 県 知 事 國 松 善 次

今後の滋賀における生涯学習推進のあり方について(諮問)

「滋賀の生涯学習社会づくり推進基本構想 - 学ぶ楽しさ 生かす喜び - 」の中間改訂にあたり、滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱(昭和63年12月4日施行)第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

(趣 旨)

本県では、平成10年3月に「滋賀の生涯学習社会づくり推進基本構想 - 学ぶ楽しさ 生かす喜び - 」を策定し、県民や市町村、団体、教育機関等と協働して、豊かな生涯学習社会づくりを推進しているところです。

しかし、策定から6年を経て、この間に、地方分権一括法の施行、市町村合併や少子・高齢化、国際化、高度情報化の進行など、生涯学習を取り巻く社会情勢は急激に変化してきていることから、こうした社会的課題に向けて、県民1人ひとりが自ら新しい知識や技術を積極的に学ぶとともに、学びの成果を生かした社会参加、社会貢献活動がより活発に展開される新しい生涯学習社会づくりを推進する必要があります。

また、平成15年10月に策定された中期計画においても、生涯を通じて心豊かに人生を送るために、いつでも、どこでも自由に学んだり、充実感の味わえる社会を目指して、滋賀の学習資源や、豊かな自然を活用しながら、21世紀に活躍する多彩なひとづくりを図ることとしています。

そこで、現行基本構想の全面改訂を行い、平成18年度から平成22年度までの5年間において実現すべき滋賀の生涯学習社会像を設定し、この実現に向けた県および関係機関の中期的なアクションプログラムとして、変化の早い社会情勢に的確に対応し、効果的・効率的に生涯学習社会づくりを推進するための新たな基本構想を策定したいので、「今後の滋賀における生涯学習推進のあり方」について意見を求めるものです。